

糸魚川市駅北広場「キターレ」の指定管理者公募について

令和 8 年度末に、糸魚川市駅北広場「キターレ」の第 2 期指定期間が満了となるため、次のとおり次期指定管理者を公募する。

1 募集方法

全国公募とする。なお、要件を満たす団体等で構成するグループ（共同企業体）による申請も可とする。

2 指定管理期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 主な業務内容

- ・市民交流及び市民活動の促進、駅北大火の記憶の伝承に関すること。
- ・施設及び設備の維持管理に関すること。
- ・駅北広場の利用の許可等に関すること。
- ・駅北広場の利用に係る料金の徴収に関すること。

4 募集要項等の概要

- ・大火の記憶を伝承できる環境づくりに努めること。
- ・効率的な運営による運営費縮減と、環境負荷低減及び施設保全に努めること。
- ・誰もが気軽に集える憩いの場として利用しやすい施設環境づくりに努めること。
- ・指定管理料は、申請者から提出される提示額をもとに協議の上、決定すること。

5 スケジュール

日 程	項 目
令和 8 年 7 月下旬	募集情報公開
8 月中旬	募集説明会
～ 9 月下旬	募集期間
10 月中旬	選定委員会
12 月	市議会定例会にて議案提出
令和 9 年 1 月	協定締結